



交通安全テスト



なんせいよう
(5・6年生用)

ただ正しいものには○を、まちがっているものには×を記入してください。

- ① ライトの点灯は、前方の安全を確認するものなので、夜間でも、自分の前が見える明るさなら、点灯しなくてよい。

- ② 自転車に乗るときは、見通しのきく道路の左端で、左側から自転車にまたがり、右足をペダルにかける。

- ③ 自転車で道路を走行中に、前を走っていた車が交差点の手前で停止したので、後方の安全を確かめて、止まっている車の右側から追い越して、車の前に出た。

- ④ 「自転車歩道通行可」の標識がある歩道を走る際は、歩道の車道寄りを通行するとともに、歩行者の通行を妨げるおそれがあるときは徐行しなければならない。

- ⑤ 自転車で踏切を横断する時は、直ちに停止することが出来る速度で、安全を確認しながら横断する。

解答・解説 (5・6年生用)

- ① ライトの点灯は、前方の安全を確認するものなので、夜間でも、自分の前が見える明るさなら、点灯しなくてよい。【×】

A：周りが街灯などで明るくても、夜間に自転車を運転する時はライトをつけなければなりません。

- 道路交通法第52条第1項（車両等の灯火（抜粋））

車両等は、夜間（日没時から日出時までの時間をいう。）、道路にあるときは、政令（道路交通法施行令第18条 道路にある場合の灯火）で定めるところにより、前照灯、車幅灯、尾灯その他の灯火をつけなければならない。政令（道路交通法施行令第19条 夜間以外の時間で灯火をつけなければならない場合）で定める場合（トンネルなど）においては、夜間以外の時間にあっても、同様とする。

※ 道路交通法第2条第1項第8号・第11号（概要）

- ・ 車両とは自動車、原動機付自転車、軽車両及びトロリーバスをいう。
- ・ 自転車は、軽車両に分類される。

- 交通の方法に関する教則 第3章第1節1（自転車に乗るに当たっての心得）

(9) 自転車に乗るときは、運転者から見やすいように、明るい目立つ色の衣服を着用するようにしましょう。夜間は、反射材用品等を着用するようにしましょう。

- 交通の方法に関する教則 第3章第2節2（走行上の注意）

(13) 夜間はもちろん、昼間でもトンネルや濃霧の中などでは、ライトをつけなければなりません。また、前から来る車のライトで目がくらんだときは、道路の左端に止まって対向車が通り過ぎるのを待ちましょう。

<指導のポイント>

夜間の無灯火運転は禁止されています。

また、自転車のライトは暗い夜道を照らすためだけでなく、遠くにいる車の運転手や通行中の自転車・歩行者に自分の存在を早く知らせる事ができます。

暗くなり始めたら早めに、自転車のライトを点灯させましょう。

- ② 自転車に乗るときは、見通しのきく道路の左端で、左側から自転車にまたがり、右足をペダルにかける。【○】

A：自転車に乗るときは、見通しのきく道路の左端で、左側から自転車にまたがり、右足にペダルをかけましょう。

- 交通の方法に関する教則 第三章第一節4（自転車の正しい乗り方（抜粋））

(1) 自転車に乗るときは、見通しのきく道路の左端で、後方と前方の安全を確かめてから発進しましょう。

<指導のポイント>

道路の左端で自転車に乗ると、すぐ右側にはバイクや自動車が通り、危険ですので右側に足を付かないようにしましょう。

自転車に乗るときは、道路の左端で、左側から自転車にまたがり、右足をペダルに掛け発進しましょう。また、自転車から降りる時も、道路の左端で、自転車の左側から降りましょう。

- ③ 自転車で道路を走行中、前を走っていた車が交差点の手前で停止したので、後方の安全を確かめて、止まっている車の右側から追い越して、車の前に出た。

【×】

A：止まっている車の前に割り込んだり、車の間を縫って前へ出たりしてはいけません。

● 道路交通法第32条（割り込み等の禁止）

車両は、法令の規定若しくは警察官の命令により、又は危険を防止するため、停止し、若しくは停止しようとして徐行している車両等又はこれらに続いて停止し、若しくは徐行している車両等に追いついたときは、その前方にある車両等の側方を通過して当該車両等の前方に割り込み、又はその前方を横切ってはならない。

● 交通の方法に関する教則 第3章第2節2（走行上の注意（抜粋））

(4) 交差点や踏切の手前などで、停止している車やゆっくり進んでいる車があるときは、その前に割り込んだり、これらの車の間を縫って前へ出たりしてはいけません。

<指導のポイント>

前の車の右側、左側に関係なく、信号待ち等をしている車の前に割り込んだり、車の間を縫って前へ出たりしてはいけません。

④ 「自転車歩道通行可」の標識がある歩道を通行する際は、歩道の車道寄りを通行するとともに、歩行者の通行を妨げるおそれがあるときは徐行しなければならない。【×】

A：歩道の中央から車道寄りの部分をすぐに止まれるような速度で走行し、歩行者の通行を妨げるおそれのある場合は、一時停止しましょう。

※ 道路交通法第63条の4第1項（普通自転車の歩道通行：概要）

道路交通法施行令第26条（普通自転車により歩道を通行することができる者）

・ 自転車歩道通行可の道路標識等がある場合

・ 児童及び幼児（13歳未満の子ども）

70歳以上の者

身体の不自由な人



自転車歩道通行可

歩道通行可を示す標識

の場合

・ 道路工事をしているとき、駐車車両や交通量が多いなど、車道を安全に通行人が行きにくい場合は、歩道を通行することができる。

● 道路交通法第63条の4第2項（自転車の歩道通行（抜粋））

普通自転車は、当該歩道の中央から車道寄りの部分（道路標識等により普通自転車が通行すべき部分として指定された普通自転車通行指定部分があるときは、当該普通自転車通行指定部分）を徐行しなければならない。また、普通自転車の進行が歩行者の通行を妨げることとなるときは、一時停止しなければならない。

ただし、普通自転車通行指定部分については、当該普通自転車通行指定部分を通行人が行き、又は通行しようとする歩行者がないときは、歩道の状況に応じた安全な速度と方法で進行することができる。

● 交通の方法に関する教則 第3章第2節2（走行上の注意（抜粋））

(8) 歩道を通るときは、普通自転車は、歩行者優先で通行しなければなりません。この場合、次の方法により通行しなければなりません。

ア すぐ停止できるような速度で徐行すること。ただし、白線と自転車の標示によって指定された部分がある歩道において、その部分を通行人が行き、又は通行しようとする歩行者がないときは、歩道の状況に応じた安全な速度（すぐ徐行に移ることができるような速度）と方法でその部分を通行人が行くことができます。

イ 歩行者の通行を妨げるおそれのある場合は、一時停止すること。

<指導のポイント>

歩道は歩行者優先ですので、自転車は歩行者の通行を妨げないように歩道の車道寄りを徐行しなければなりません。
また、スピードを出して歩道を走行することは非常に危険ですので、やめましょう。

⑤ 自転車で踏切を横断する時は、直ちに停止することが出来る速度で、安全を確認しながら横断する。【×】

A：踏切の直前で停止し、安全を確認した後、自転車を押して渡るようにしましょう。

● 道路交通法第33条第1項（踏切の通過（抜粋））

車両等は、踏切を通過しようとするときは、踏切の直前（道路標識等による停止線が設けられているときは、その停止線の直前。）で停止し、かつ、安全であることを確認した後でなければ進行してはならない。

● 交通の方法に関する教則 第3章第2節2（走行上の注意（抜粋））

(6) 踏切では、一時停止をし、安全を確かめなければなりません。踏切では、自転車を押して渡るようにしましょう。

<指導のポイント>

踏切では、渡る前に必ず一時停止をし、安全を確認してから自転車を押して渡るようにしましょう。

また、踏切の警報器が鳴っているときや遮断機が降り始めてからは踏切に入ってはいけません。